

南関町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

令和6年4月1日

南関町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第9条で定める第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定める。

1 訪問介護相当サービス

介護保険法施行規則第140条の63の2第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第86号）に準ずるものとする。

2 訪問型サービスA

- イ 訪問型サービス費11（独自） 941単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）
- ロ 訪問型サービス費12（独自） 1,879単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

3 通所介護相当サービス

介護保険法施行規則第140条の63の2第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第86号）に準ずるものとする。

4 通所型サービスA

- イ 通所型サービス費（独自）
 - （1）事業対象者・要支援1（週1回程度） 1,438単位（1月につき）
 - （2）事業対象者・要支援2（週2回程度） 2,897単位（1月につき）

5 介護予防ケアマネジメント費

- イ 介護予防ケアマネジメント費
 - （1）ケアマネジメントA 442単位（1月につき）
 - （2）ケアマネジメントB 354単位（1月につき）
- ロ 初回加算 300単位（1月につき）
- ハ 委託連携加算 300単位（1月につき）

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、事業対象者及び要支援1、要支援2を対象とする。

注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり442単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に442単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

この基準は、令和6年4月1日より施行する。